

**2節 既存床の撤去及び下地補修**6.2.1  
一般事項  
6.2.2  
工法

この節は、既存床を改修する場合に適用する。

- (1) 既存床仕上材の除去等は、次による。
- (ア) ビニル床シート等の除去は、次による。
- (a) ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル等の除去は、カッター等で切断し、スクレーパー等により他の仕上材に損傷を与えないよう行う。また、必要に応じて、集じん装置付き機器を使用する。
- (b) 接着剤等は、ディスクサンダー等により、新規仕上げの施工に支障のないよう除去する。
- (c) 浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去は、特記による。撤去する場合は、ダイヤモンドカッター等により、健全な部分と縁を切った後、撤去する。また、カッターの刃の出は、モルタル厚さ以下とする。
- (イ) 合成樹脂塗床材の除去等は、次により、工法は特記による。
- (a) 機械的除去工法は、次による。
- ケレン棒、電動ケレン棒、電動はつり器具、ブラスト機械等により除去する。また、必要に応じて、集じん装置付き機器を使用する。除去範囲は、下地がモルタル塗りの場合はモルタル下地共、コンクリート下地の場合はコンクリート表面から3mm程度とする。
- (b) 目荒し工法は、次による。
- ① 既存仕上材の表面をディスクサンダー等により目荒しを行い、接着性を高める。
- ② 既存下地面に油面等が見られる場合は、油面処理用のプライマーで処理を行う。
- ③ 油面処理用のプライマーは、合成樹脂塗床材の製造所の指定する製品とする。
- (ウ) フローリング張り床材の撤去は、次による。
- (a) モルタル埋込み工法によるフローリングは、電動はつり器具、のみ等により、フローリングとモルタル部をはつり取り、切片等を除去する。
- (b) 乾式工法によるフローリングは、丸のこ等で適切な寸法に切断し、ケレン棒等ではがし取る。撤去しない部分は、必要に応じて、釘の打直しを行う。
- (エ) 床タイルの撤去は、次による。

6章 内装改修工事

- (a) 張替え部をダイヤモンドカッター等で縁切りをし、タイル片を電動ケレン棒、電動はつり器具等により撤去する。
  - (b) 床タイルの撤去は、周囲を損傷しないように行う。
  - (オ) 床組の撤去は、次による。
    - (a) 床組を全面撤去する場合は、床組を取り外した後、床及び壁面のアンカーボルト等は、新規仕上材に支障のないよう切断する。
    - (b) 部分的に撤去する場合は、丸のこ等で適切な寸法に切断した後、(a)による。撤去しない部分は、6.5.3により補強を行う。
  - (2) 既存のコンクリート又はモルタル面の下地処理は、次による。
 

なお、仕上材の張付けに支障となる著しいひび割れ及び欠損部の補修は、監督職員と協議する。

  - (ア) コンクリート又はモルタルの凹凸、段差部分等は、サンダー掛け、4.2.2 [工法別使用材料] (4)(イ)のポリマーセメントモルタルの充填等により補修し、コンクリート金ごて仕上げ程度に仕上げる。
 

なお、新規仕上げが合成樹脂塗床の場合は、4.2.2(4)(ア)のエポキシ樹脂モルタルにより補修する。
  - (イ) 欠損部又は下地モルタルの撤去部の下地モルタル塗りは、6.15.6(2)及び(3)による。
- (3) 改修後の床の清掃範囲は、特記による。